

令和 8 年度 第 2 回 指定ごみ袋製造等業務委託 仕様書

新発田市（以下「発注者」という。）の指定ごみ袋の製造及び納品に関して、以下のとおりとします。

1 指定ごみ袋の規格

(1) 指定ごみ袋の規格は次のとおりとし、国産、外国産は問わない。

用途	種別	寸法（縦×横×厚さ） （単位：mm）	本体色	記載 文字色	材質
燃えるごみ用	大	820×460×0.03 以上 （まち部分 100） 引張強さ 40Mpa 以上 伸び縦 370% 以上 伸び横 550% 以上	黄色 半透明	赤色系 ※バーコードのみ 黒系	高密度ポリエチレン製
	中	740×360×0.03 以上 （まち部分 90） 引張強さ 40Mpa 以上 伸び縦 370% 以上 伸び横 550% 以上			
	小	620×330×0.03 以上 （まち部分 75） 引張強さ 40Mpa 以上 伸び縦 370% 以上 伸び横 550% 以上			
	極小	490×200×0.03 以上 （まち部分 70） 引張強さ 40Mpa 以上 伸び縦 370% 以上 伸び横 550% 以上			
燃えないごみ用	大	820×460×0.05 以上 （まち部分 100） 引張強さ 25Mpa 以上 伸び縦 600% 以上 伸び横 740% 以上	無色 透明	濃紺色系	低密度ポリエチレン製
	中	740×360×0.05 以上 （まち部分 90） 引張強さ 25Mpa 以上 伸び縦 600% 以上 伸び横 740% 以上			

	小	620×330×0.05 以上 (まち部分 75) 引張強さ 25Mpa 以上 伸び縦 600% 以上 伸び横 740% 以上			
	極小	490×200×0.05 以上 (まち部分 70) 引張強さ 25Mpa 以上 伸び縦 600% 以上 伸び横 740% 以上			

(2)色及び濃度については、大日本インキ化学カラーガイド2のF-666相当で濃度3～4%程度とし、詳細は見本のとおりとする。また、印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

(3)指定ごみ袋の形状は別図「新発田市指定ごみ袋形状・サイズ表」、印刷内容は別紙「袋印刷図」のとおりとする。

(4)上袋の印刷内容は、別紙「上袋印刷図」のとおりとし、燃えるごみ用は黒色系文字で、燃えないごみ用は濃紺色系文字で印刷すること。10枚を1セットにして外折で上袋に入れること。

(5)納品用段ボール箱の印刷内容は、別紙「外箱印刷図」のとおりとし、側面四方全部に、燃えるごみ用は赤字で、燃えないごみ用は濃紺色で印刷すること。

(6)納品用段ボールについては、複数段積み重ねても破損や潰れない強度のものを使用すること。

(7)上袋の色は白色とし、五階菱の色は赤とする。

(8)広告のイラストについては、PDF等のデータで配布する。

(9)その他、印刷内容は校正で変更となる場合がある。

2 履行期間

契約日から令和9年2月26日期日厳守

※最終納品期限とし、分納も可とする。

3 指定ごみ袋の種類別の発注枚数

品名（種別）		セット数	箱換算
燃えるごみ用	大袋	60,000(10枚1セット)	1,200(1箱50セット)
	中袋	70,000(10枚1セット)	1,400(1箱50セット)
	小袋	50,000(10枚1セット)	1,000(1箱50セット)
	極小袋	15,000(10枚1セット)	300(1箱50セット)
燃えないごみ用	大袋	1,500(10枚1セット)	30(1箱50セット)
	中袋	1,000(10枚1セット)	20(1箱50セット)

	小袋	1,000 (10 枚 1 セット)	20 (1 箱 50 セット)
	極小袋	500 (10 枚 1 セット)	10 (1 箱 50 セット)

4 納品場所及び方法

新発田市内の市が指定する場所（旧新発田市清掃事務所）

新発田市小舟町2丁目9番16号

- (1)パレット積みでパレットごとの数量が分かるよう納品すること。ただし、パレットは発注者で保管しているもの（50パレット程度あり。保管場所は旧新発田清掃事務所）を使用可とし、不足分は受注者が用意すること。
- (2)搬入作業については、受注者の責任において対応すること。搬入車両や駐車時間、周りの状況をみながら、受注者が必要な措置を講じること。
- (3)納品前の倉庫整理作業を含むものとする。

5 運送経費

納品場所への運送に関する全ての経費は受注者負担とする。

6 その他

- (1)一枚ずつ取り出せるようにすること。また、上袋には、下部に取り出し口をミシン目でいれること。
- (2)指定ごみ袋の生産地は問わない。
- (3)袋下部に裁断時の切れ目等が無いものにすること。
- (4)納品前に上袋を含む製品のサンプルを測定し、試験成績書の写しを納品前に提出すること。（試験内容：引張及び厚さ）
- (5)納品前に上袋を含む製品のサンプルにより「食品衛生法・食品、添加物等の規格基準」の試験結果を納品前に提出すること。
- (6)ごみ袋の規格に関しては、別紙「新発田市指定ごみ袋サイズ表」に明記されている各規格の±2cm以内を許容範囲とし、それ以外の規格のものに関しては不良品とみなす。
- (7)不良品が出た場合、不良品の総数分を正規のもので補填すること。困難であれば契約額の内訳書の単価に基づき精算すること。

7 請求書提出先

新発田市役所本庁舎6階

環境衛生課資源リサイクル係 TEL 0254-28-9115

※契約終了後、この契約についての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。